

# 3つの安全設備の義務化のお知らせ【改訂版】

## 義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



陸上との通信手段を確保

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

救命いかだ等

(搭載を要しない方法を含む)



冷水中での救助待機を回避

## 適用日

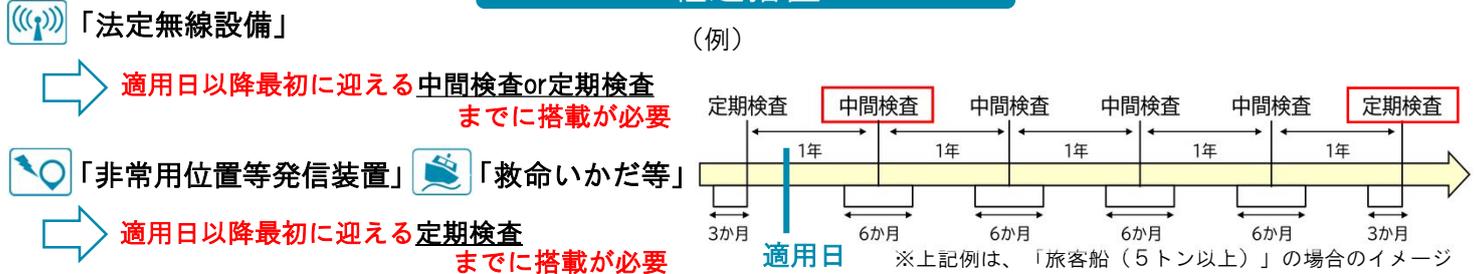
「法定無線設備」 「非常用位置等発信装置」

旅客定員13人以上の船舶※1 : 令和6年4月1日  
 旅客定員12人以下の事業船※1※2 : 令和7年4月1日 (法定無線設備は予定)

「救命いかだ等」  
 旅客定員13人以上の船舶※1 : 令和7年4月1日 (予定)  
 旅客定員12人以下の事業船※1※2 : 令和8年4月1日 (予定)

※1 遊漁船業にのみ使用する船舶は適用日を検討中  
 ※2 「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

## 経過措置



## 法定無線設備

<適用日以降の義務化の対象範囲>

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水(湖川港内)	不要	不要
平水(上記を除く)琵琶湖	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2
2時間限定沿海	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線 又は 衛星電話
沿岸5マイル	業務用無線 又は 衛星電話	
全沿海	業務用無線 又は 衛星電話	

### ●義務化について

- 航行区域に応じ、業務用無線又は衛星電話の搭載を義務化※1
- 平水のみ航行する船舶は携帯電話を法定無線設備として使用可能※2

※1 業務用無線を法定無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要  
 ※2 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

## 非常用位置等発信装置

<適用日以降の義務化の対象範囲>

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB※ 又は AIS(簡易型(Class-B)を含む)	
沿岸5マイル		
全沿海		

※ AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る

海上運送法の適用を受ける船舶等を対象に購入費の一部を補助する事業を実施しています。申請方法等の詳細については、「小型旅客船等安全対策事業費補助金」と検索いただくか、右のQRコードよりご確認ください。





# 救命いかだ等

## ●義務化について

➤ 一定の水温を下回る水域・時期を航行する船舶に対し、以下のいずれかの実施を**義務化予定**

- A) 救命いかだ等の搭載 又は
- B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

<適用日以降の義務化の対象範囲>

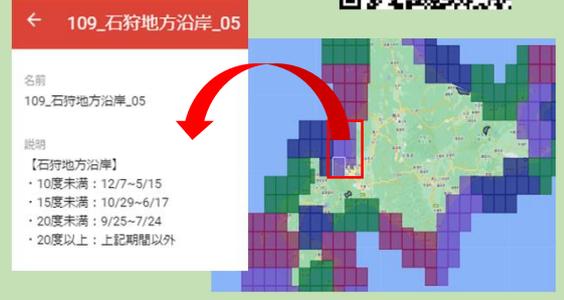
航行区域	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	—	
平水（一部の湖※1）	水温 <b>10℃未満</b> となる水域・時期を航行する場合 A)又はB)の実施が必要	
平水（上記を除く）		
2時間限定沿海	水温 <b>20℃未満</b> となる海域・時期を航行する場合 A)又はB)の実施が必要※2 (一部の船舶は <b>15℃未満</b> )	
沿岸5マイル		
全沿海		
近海	救命いかだ※3の搭載が必要	

- ※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖
- ※2 沿海を航行する総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ（乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの）又は救命艇を搭載
- ※3 総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ（乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの）又は救命艇を搭載

## ★水温の確認方法

右記QRコードをスキャンし、各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



## A) 救命いかだ等の搭載

➤ 乗り移り時の落水危険性を軽減させた**救命いかだ**又は**内部収容型救命浮器**を搭載（救命いかだ等）



救命いかだ等の例

(注) 水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合、スライダー等の搭載が必要 **【詳細は国交省HPに掲載。】**

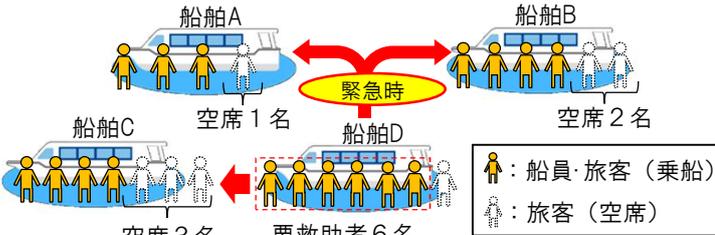
## B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

方法の詳細は国交省HPに掲載。また、方法を組み合わせることが可能。適用を希望する場合は、定期検査等の時期に検査機関に申請。

方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行

方法② 伴走船と航行

- 出航から帰港まで営業船を**視認**し、早急に救助できる位置を伴走船が航行
- 伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、**旅客の搭載が可能**
- 船団で航行する場合、他船を伴走船とすることを認め、船団は**最大4隻**とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価

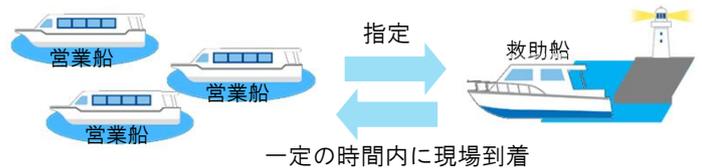


船舶A、B及びCの空席の合計 ≥ 船舶Dの要救助者

【方法②及び③の特例】船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を別枠として予め決定。別枠は「要救助者を搭載する枠」として取り扱い可能。

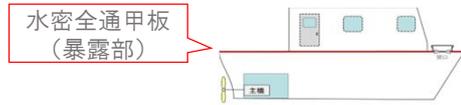
## 方法③ 救助船を配備

- 事故通報後、**一定の時間内**に現場到着  
※水温**15℃以上**は**30分以内** 水温**10℃以上15℃未満**は**10分以内** 水温**10℃未満**は**5分以内**
- 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可）
- 複数の営業船が**同一の救助船を指定可**



## 方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限定）

- 水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造



## 方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上に限定）

- 航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限



詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。



# 隔壁の水密化等の義務化のお知らせ

## 義務化される「隔壁の水密化等」のイメージ

**【現状のルール（限定沿海）】**

**【水密隔壁等の設置（主に新造船向け）】**

- ・水密全通甲板の設置
- ・一定の水密隔壁の配置

**【代替措置（主に既存船向け）】**

- ・浸水警報装置の設置
- ・排水設備の設置 等

又は

浸水警報装置（アラーム）

浸水警報装置（センサー）

排水設備

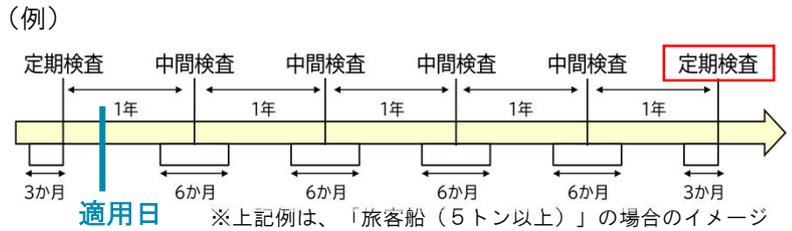
## 適用日

旅客定員13人以上の船舶※1 : 令和8年4月1日（予定）  
 旅客定員12人以下の事業船※1※2 : 令和9年4月1日（予定）

※1 遊漁船業にのみ使用する船舶は適用日を検討中  
 ※2 「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

## 経過措置

「隔壁の水密化等」  
 適用日以降最初に迎える定期検査  
 までに対応が必要



## 水密隔壁等の設置

- ▶ 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船（①及び②）」に対して以下の設置を義務化予定
  - ・水密全通甲板 及び
  - ・一区画可浸（一区画に浸水しても船が沈まないこと）となる水密隔壁

## 水密隔壁等の設置の代替措置

- ▶ 以下の船舶は代替の安全対策による対応も可
  - ・既存船
  - ・5トン未満の小型船（新造船）
  - ・適用日から2年以内に建造契約した船舶
- ▶ 安全対策
  - ・浸水警報装置※1 及び排水設備※2 を一定の区画に設置（注）
- 又は
  - ・不沈性及び安定性の確保

※1 直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画、機関室

※2 ※1に加え損傷浸水のおそれがある区画

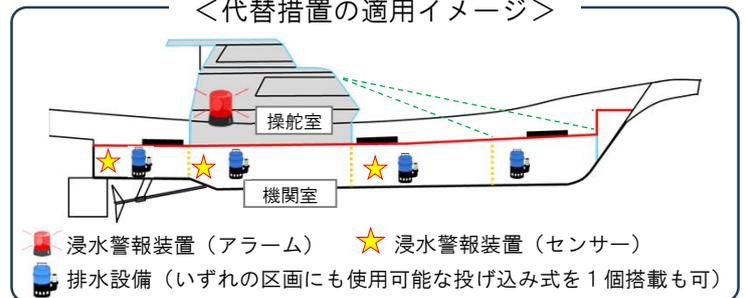
（注）浸水した場合に沈没の可能性が低い区画（機関室を除く）には設置を要しない。

## ＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

航行区域	①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	
限定沿海	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※）	（又は 代替措置）
沿海	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※）	（又は 代替措置）
近海	水密全通甲板 及び 水密隔壁（一区画可浸※）	（又は 代替措置）

※現行規則により損傷時復原性の要件を満たす船舶は措置不要。ただし、一区画可浸の浸水計算について、打ち込みによる浸水のおそれがある区画は、満水状態（区画上部まで）での浸水を想定すること。

## ＜代替措置の適用イメージ＞



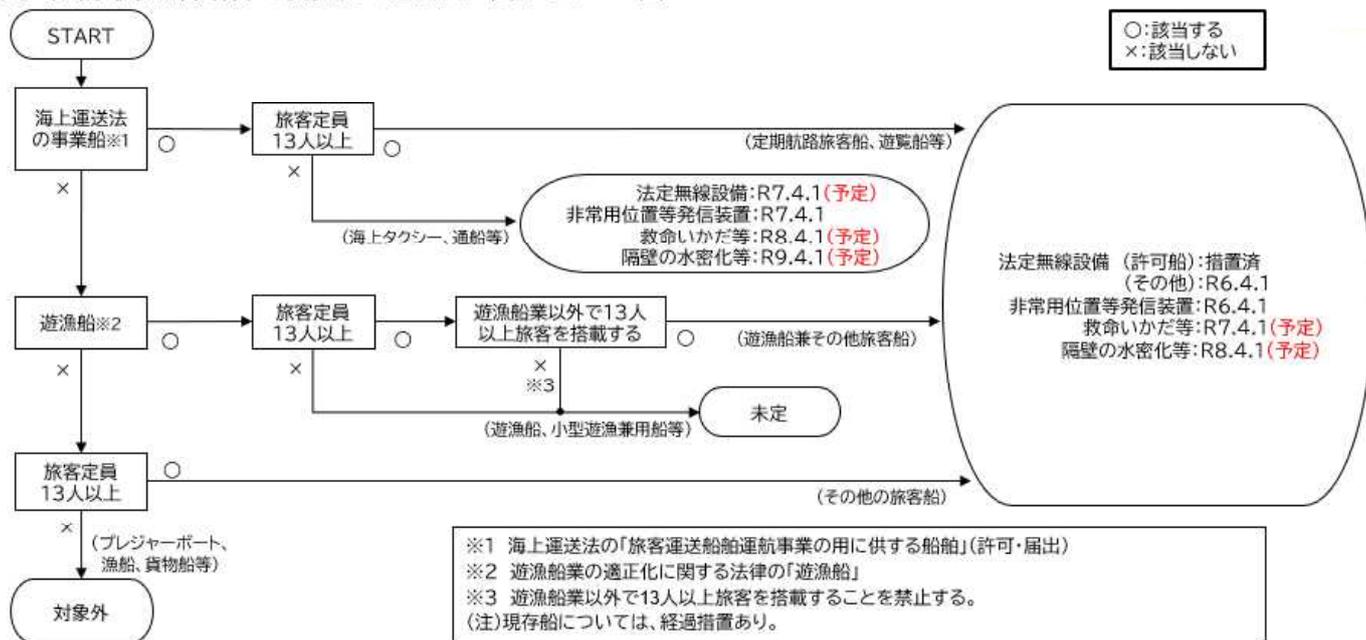
詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。



## 安全設備等(知床関係)の義務化の適用日に関するフロー図



※ 「(予定)」については、省令が公布されていないものになります。(9月2日時点)

([https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html) より)

## 小型旅客船等安全対策事業費補助金の概要

### 事業概要

〇次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助を行っています。

<p><b>1. 改良型救命いかだ等の導入</b></p> <p>✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入</p> <p>改良型救命いかだ等の例</p>	<p><b>2. 業務用無線設備の導入</b></p> <p>✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※</p> <p>VHF無線電話の例</p>	<p><b>3. 非常用位置等発信装置の導入</b></p> <p>✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入</p> <p>非常用位置等発信装置の例</p>
--	--	--

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

### 公募期間

令和5年4月26日(水)～令和6年10月31日(木)

※業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査(定期検査、中間検査)までに購入したものに限る。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12名以下の船舶を除く)  
非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限る。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12名以下の船舶を除く)

### 【補助対象船舶】

一定の条件を満たす航行区域を有する以下の船舶

- [1] 旅客定員13名以上の船舶（遊漁船を除く）
- [2] 旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

### 【申し込み方法及び問い合わせ先】

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局

※業務用無線設備、非常用位置等発信装置への補助については、定期検査等の時期に応じて補助条件が異なります。  
(一部の船舶については、公募期間が短くなります。) 詳細は補助金事務局HPをご覧ください。

URL : <https://marine-safe.jp/marine-safe/>

電話 : 050-3093-4819 (受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く)

メール : [info@marine-safe.jp](mailto:info@marine-safe.jp) (受付時間 24 時間)